

琵琶湖疏水記念館 年表シール作成等業務委託 仕様書

1 業務名

琵琶湖疏水記念館 年表シール作成等業務委託

2 業務内容

(1) 壁紙表示の追記

地階第3展示室の「年表」について、追記を行う箇所のデータ及びシールを作成し、既存の壁紙に貼り付けること。

ア 追記箇所及び内容

別紙のとおり

イ データの提供

既存壁紙のデータは、Adobe Illustrator 形式又は PDF 形式で提供する。

ウ 作成データの校正

1 回以上とすること。

エ その他指示事項

制作データの納品は、アウトライン前及びアウトライン後の最終データ（Adobe Illustrator 形式及び PDF 形式）を提出すること。

3 業務に当たっての留意事項

- (1) 業務内容について、京都市上下水道局（以下、「当局」という。）と十分な打合せ及び確認を行うこと。
- (2) 作業に当たっては、休館日（毎週月曜日（月曜日が祝日・休日の場合は翌平日休館））に実施することとし、あらかじめ当局と日程等について十分な打合せを行い、琵琶湖疏水記念館の運営に支障のないように、迅速かつ確実に行うこと。

4 履行期限

令和9年3月31日（水）

5 提出物

受託者は、以下に定めるものを当局に提出すること。

- (1) 完了届、請求書各 1 部
- (2) 作業写真 1 式
- (3) その他、2 で指定するもの

6 支払方法

業務完了後一括払い

7 著作権等の取扱い

- (1) 本契約による成果物についての全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託料の完済により当局に移転する。
- (2) 当局は、成果物を使用するに当たって、受託者を表示することを要しない。
- (3) 上記(2)のほか、受託者は、成果物について、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり、図画、楽曲その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を当局が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。
- (5) 上記(4)において当局が著作物を使用することができる期間は無期限とする。
- (6) 受託者は、成果物について、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していないことを当局に保証するものとする。万一成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる紛争等の問題については、全て受託者の責任と負担において処理するものとする。
- (7) 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないものとする。

8 特記事項

- (1) 費用負担
本業務に際して生じる一切の費用は、仕様書に特段記載がないものを除き、全て受託者が負担するものとする。
- (2) 秘密の保持
ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。
イ 受託者は、成果物（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、当局の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 関係法令等の遵守
受託者は関係法令等を順守して本業務に当たること。
- (4) 協議による決定
本仕様書に記載のない事項及び内容に疑義を生じた事項については、提案書等に基づき、受託者と当局が協議して定めるものとする。

9 その他

- (1) 受託者は、履行期限内に円滑に業務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、当局と協議し、その決定に従うこと。
- (3) 当局は、必要に応じて、業務内容の変更を行うことができる。この場合において、受託者と協議のうえ決定するものとする。